

令和5年3月17日

令和5年度新入生に対する課外活動への勧誘等に関する指針

東京農工大学

令和5年度の新入生の勧誘等については、特に以下の事項に留意して行ってください。

- 入学式の会場及び周辺での勧誘は行わないこと
- 勧誘は昼休み及び授業終了後など学業の妨げにならない範囲で行うこと
- 勧誘のためのビラ配りや呼び込み等は必ずマスクを着用し大声は出さずに行うこと
- 看板の設置やプラカード等を持って構内を周回する際は周囲の迷惑にならないようにすること
- 飲食を伴う、勧誘・新歓・懇親会などは感染防止に特に留意して行うこと
- 体験入部、新歓のためのレクリエーション等は感染防止に配慮したうえで行うこと

以上